

## 農村環境計画(戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業)

### ◆趣旨

農業農村整備事業の計画段階において、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の検討を行うことが必要となっている。

このため、県が策定した農業農村整備環境対策指針に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

### ◆対象地域

農地整備、草地畜産基盤整備、水利施設整備、農地防災事業、総合事業のうち、環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施が予定されていること。

### ◆策定内容

- (1) 現況調査  
策定対象地域における自然環境及び社会環境について現況を調査。
- (2) 農村環境計画の策定  
(1)の結果に基づき、対象地域における農村環境計画を策定。

### ◆農村環境計画の内容

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画
- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

### ◆実施主体

市町、県（県が策定主体となる場合は、複数の市町村に影響する場合）

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp